

神戸市公民館講座の受講料に関する取扱要綱

(令和3年4月文化スポーツ局長決定)

公民館講座(以下単に「講座」という)の受講料及び徴収方法等受講料の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(受講料を無料にする講座)

第1条 受講料を無料にする講座は、社会的な課題の理解促進、啓発又は行政目的達成のためのものとし、概ね別表に掲げる講座とする。

(受講料の額)

第2条 講座受講料の額の算定基礎は、1回(2時間)当り300円とする。

(受講料の徴収)

第3条 受講者から講座受講料を徴収し、領収書を発行する。

2 徴収した講座受講料は、災害、講師の都合等により講座を中止する場合又は館長がやむをえない理由と認め受講者が退講する場合を除き、返還しない。

(受講料の返還方法)

第4条 退講により受講料の返還を受けようとする受講者は、別紙「退講届兼受講料返還請求書」に受講料領収書を添えて館長に提出しなければならない。

2 講座受講料の返還額は、残回数に1回当りの受講料額を乗じた額とする。

(途中入講)

第5条 途中入講の場合は、残回数に1回当りの受講料額を乗じた額を徴収する。

2 途中入講者に対する受講料の徴収方法及び返還方法は、受講料の規定を準用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

講座の内容	具体的な講座名(例)
子供・親子向け講座	○サマースクール等子供・青少年向け講座
識字教室	○識字・日本語教室
現代的な課題の講座	○子育て講座
	○SDGs講座等教育講座
	○地域を知る歴史講座
	○学んだものを還元する学習還元講座、市民への公募等による市民企画講座
	○手話等ボランティア養成講座
	○高齢者を対象とした生きがい講座、健康体操等高齢者の健康を維持する目的の軽スポーツ講座